

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2024年6月6日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

変更内容

今回の保安規定の変更認可申請は、当社が2024年3月14日に原子力規制委員会におこなった廃止措置計画の変更認可申請(以下、「廃止措置計画変更」という。同日[お知らせ済み](#))に伴うもので、変更内容は以下のとおりです。

■解体撤去物等の保管区域の追加設定および保管管理措置の追加

廃止措置計画変更において、原子炉領域の解体撤去(第3段階)工事で発生する放射能レベルが比較的高い解体撤去物等を容器へ収納し、耐震性が高く放射線遮へい効果もある原子炉建屋地下階で保管することにしました。そのため、当該エリアを解体撤去物等の保管区域として追加設定するとともに、保管する容器の表面線量当量率(注3)について制限値を定めます。また、当該解体撤去物等は、汚染の広がりを防止する措置および必要に応じて被ばく低減措置を講じたうえで保管することも合わせて追加します。

■放射性気体廃棄物の放出管理目標値の変更

廃止措置計画変更において、第3段階の工事に伴う放射性物質の影響を評価しました。その結果を踏まえ、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を変更します。

■記載の適正化

廃止措置計画変更において、第3段階へ移行する計画をまとめました。これに伴い、表現の見直し等、記載の適正化をおこないます。

なお、廃止措置計画変更認可申請書は現在、原子力規制委員会による審査を受けております。

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転お
よび廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、
原子力規制委員会の認可を受けるものです。

注3 容器の表面線量当量率は、1時間あたりの容器の表面の放射線量です。

以上